

平成 25 年 12 月 3 日
資源エネルギー庁

沖縄本島における太陽光発電の接続についての対応を公表します

経済産業省は、本日、沖縄本島における太陽光発電の接続についての対応を取りまとめましたので、お知らせします。

1. 背景・経緯

固定価格買取制度の施行後、太陽光発電の導入が急速に進んでおります。その中で、沖縄本島はもともとの系統規模が小さいことに加え、系統線が他の地域とつながっていない独立系統である等の要因から、再生可能エネルギーの接続量に限界が生じやすい地域となっております。そのため、太陽光発電(300kW以上)は、現状の設備・接続条件を前提とすると、接続限界に近づきつつある状況です。

このような状況を踏まえ、本年 4 月 17 日に公表しました「北海道における大規模太陽光発電の接続についての対応」の中で、沖縄本島(沖縄電力)においても太陽光発電の接続可能量の限界に達する可能性があることを注意喚起するとともに、沖縄電力へ対応策の検討を指示することとしました。

その後、資源エネルギー庁と沖縄電力で、対応策の検討を続けてまいりましたが、今般、対応策がまとまりましたので公表いたします。

2. 対応策の概要

※詳細については別紙をご参照ください。

- (1)大型蓄電池の設置による接続可能量の拡大
- (2)接続可能量拡大に向けた送電網実証事業

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー対策課長 村上

担当者: 青木、岸、前川

電話: 03-3501-1511(内線 4551~6)

03-3501-4031(直通)

沖縄本島における太陽光発電の接続についての対応

平成 25 年 12 月 3 日
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部

沖縄本島においては、固定価格買取制度の施行後、太陽光発電（300kW以上）の接続申込量が50MW程度となっており、早ければ12月中にも接続限界の目安である57MW程度に達する見込みです。接続量が接続限界に達した場合、太陽光発電（300kW以上）は、新たに接続することができなくなります。

類似の問題が先行して発生した北海道については、本年4月17日に「北海道における大規模太陽光発電の接続についての対応」を公表しましたが、その際、沖縄本島（沖縄電力）についても、太陽光発電の接続限界に達する可能性があることを発表し、当該状況について発電事業者に注意喚起を行うとともに、沖縄電力に対応策の検討を指示し、省エネルギー・新エネルギー部とともに検討を行ってまいりました。

今般、下記の2つを対応策としてとりまとめましたので、公表いたします。

対応策1：大型蓄電池の設置による接続可能量の拡大

- 沖縄電力の系統実証施設に、大型蓄電池を設置（沖縄県と沖縄電力にて取り組み）。具体的には、2MWの鉛蓄電池を設置し、1～2年の設置実証を経て実用に供すれば、1割弱程度の接続可能量の拡大につながる可能性がある。

対応策2：接続可能量拡大に向けた送電網実証事業

- 経済産業省は、気候変動予測、大型蓄電池制御、出力抑制等を組み合わせた、新たな送電網の制御・管理技術について実証事業を行うべく、平成26年度概算要求に44億円を計上。島嶼部での系統管理も行う予定で、沖縄本島での接続可能量の拡大に寄与する可能性がある。

接続量が接続限界に達した場合は、当省から沖縄電力に対し、当該事情について各接続希望者に丁寧に説明するよう求めることといたします。なお、そうした場合であっても、発電事業者が自らの負担で必要とされる規模の蓄電池を設置する場合は、引き続き接続することが可能です。なお、北海道及び沖縄以外の各地域では、当面、接続可能量が限界に達する見通しはありません。

当省としては、大型太陽光発電については、引き続き発電事業者に対して、当面接続可能量に余裕が残っているとみられる北海道及び沖縄以外での立地を検討するように呼び掛けてまいります。

(本資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課長 村上

担当者：青木、岸、前川

電話：03-3501-1511 (内線 4551~6)

03-3501-4031 (直通)